

令和6年度 第2回
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和6年（2024年）5月14日

日野市教育委員会

令和6年度第2回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和6年(2024年)5月14日(火)
14時00分～14時22分

開催場所 506会議室

出席委員 教 育 長 堀川 拓郎 教育長職務代理者 高木 健夫
委 員 真野 広 委 員 正留 久巳
委 員 岩下 優美子

議事録署名委員 委 員 真野 広

事務局出席者 教 育 部 長 中田 秀幸 教育部参事 長崎 将幸
(兼教育指導課長)
教育部参事 田中 洋平 庶務課長 釜堀 亜矢子
学務課長 成澤 綾子 教育指導課主幹 坪田 充博
統括指導主事 前田 健太

傍聴者 1名

書記 庶務課係長 岸本 洋輔
庶務課主事 金澤 仁

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

教 育 長

堀川 拓郎

議事録署名

委 員

真野 広

議事内容

議案

- 第 9 号 豊田小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について
- 第 1 0 号 日野第三小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について
- 第 1 1 号 旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について
- 第 1 2 号 東光寺小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について

請願審査

- 第 6-2 号 デジタル化で、①スタディノートに類するものの利用では二択回答だけでなく、人権・多様性に配慮した選択肢や自由記述欄の設定を、②将来の教育ダッシュボード利用では教員・生徒の入力内容を教委が見られないように等の請願

報告事項

- 第 6 号 令和 6 年度「選べる学校制度」実施状況について
- 第 7 号 行政情報の公開請求

(議事の要旨)

開始 14 時 00 分

[堀川教育長]

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第2回教育委員会定例会を開会いたします。

本日は傍聴を許可したいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、傍聴を許可します。

本日の議事録署名は、真野委員にお願いをいたします。

本日の案件は、議案4件、請願審査1件、報告事項2件です。

会議の進め方ですが、まず、請願第6-2号を審査し、次に議案第9号から順次審議を進めていきたいと思います。議案第9号、議案第10号、議案第11号及び議案第12号は関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、まず、請願第6-2号を審査し、次に議案第9号から順次審議を進めていきたいと思います。議案第9号、議案第10号、議案第11号及び議案第12号は関連がありますので、一括議題といたします。

それでは、議事に入ります。請願第6-2号、デジタル化で、①スタディノートに類するものの利用では二択回答だけでなく、人権・多様性に配慮した選択肢や自由記述欄の設定を、②将来の教育ダッシュボード利用では教員・生徒の入力内容を教委が見られないように等の請願について、事務局より説明をお願いします。

庶務課長。

○デジタル化で、①スタディノートに類するものの利用では二択回答だけでなく、人権・多様性に配慮した選択肢や自由記述欄の設定を、②将来の教育ダッシュボード利用では教員・生徒の入力内容を教委が見られないように等の請願

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。議案書9ページを御覧ください。請願番号、請願第6-2号、受付年月日、令和6年4月11日、件名、デジタル化で、①スタディノートに類するものの利用では二択回答だけでなく、人権・多様性に配慮した選択肢や自由記述欄の設定を、②将来の教育ダッシュボード利用では教員・生徒の入力内容を教委が見られないように等の請願でございます。請願者の住所、氏名は記載のとおりでございます。次ページ、10ページから11ページまでが請願の要旨でございます。

説明は以上でございます。

[堀川教育長]

請願者より申出がありましたので請願の事情を述べていただきますが、よろしいでしょ

うか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

事務局は請願者を席に案内してください。

それでは、請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。

[請願者]

2番のところですよ。2-1に書いたように、学校法人の先端教育機構というところが1月18日にオンラインで開催したGIGAスクール構想セミナーを、私、オンライン取材したんですけども、そうしたらかなり生徒に関わるデジタル化といいましょうか、スタディノートというのがまずございまして、それからL-gateの2つがございました。

生徒がノートパソコンに書き込むと、自動的に教室の電子黒板に答えが見えてしまうというものです。L-gateはもうちょっと進んでいます。このとき講師であった、中村めぐみ・つくば市立みどりの学園義務教育学校教頭は、スタディノートで生徒に毎日入力させるデータが、そこにある生活面とそれから学習面ということなんですけれども、生活面のほうは、これはかなり家庭の状況に踏み込みますので、我が日野市でもしこれを導入するときは、相当慎重にやっていただいたほうがいいんじゃないかということです。

それから、もう1つの学習面のほう、特に授業満足度の自己評価アンケートというのがございますが、特に「授業は分かりましたか」というのが私は気になりまして、算数であれば大いに結構だと思うんですけども、問題はやはり憲法14条が定める法の下での平等、相対するものとして天皇に対する過剰な敬語の使い方なんかがありますが、君が代もそうです、そういった憲法19条にも関わる問題のときに、分かる、分からないだけじゃかわいそうだなと。後で京都の話をしますけれども、私も含めて君が代はおかしいという人にとって、分かる、分からないと言ってしまおうと肯定してしまう「分かる」と言ってしまおうとその内容を肯定してしまうことになってしまおうんです。ですから、こういう問題は自由記述欄をつくるとか、あるいは「先生の言っていることは日本語としては理解できるけれども中身は賛同できません」というような問いを設定していただくのが民主主義ではないかと、こう思います。

裏に行きまして、2-3のところですよ。君が代についてどういう事案があったかという、2023年6月16日付の『朝日新聞』京都版によりますと、その年の3・4月の京都市立小学校の卒業・入学式で、12歳の田花結希子アイリーンさんという方が、君が代不起立・不斉唱を実践して本当にすばらしいと思っているんですけども、『朝日』によると、田花さんは、「みんな平等がいいのに、何で天皇はあがめられているのか」「立ったり歌ったりすると、それを、つまり天皇への敬意を認めてしまうことになる」ということで、不起立の理由を言っているんですけども、お母様が小学校の教頭と話し合うと教頭はそこに書いてあるように、卒業式を台無しにするとか、歌わせる義務があるとか、教育委員会に逆らえないというふうに上意下達を正直に白状しているわけです。あるいは、田花さんが担任を含めて2名の教員と話したときは教員側が必死で国家権力の言いなりになって、立て、立てということを言っているんですけども、この子は「他の人の問題ではない」と明言し、同調圧力を退けております。本当に立派だと思いますが、ぜひこうい

う子たちのためにもスタディノートで、イエス・ノーだけの選択肢はやめてくれ、という内容になります。

あと２－４のところでございますけれども、社会科もそうです。米軍基地の問題、自衛隊の問題、こういった問題は分かる・分からないではなくて、反対というような意見表明もしっかりすべきだと。家族愛についてもそうです。

２－５に行きまして、教育ダッシュボードというのは東京都教育委員会がやっておるわけでございますが、これは生徒の名前を伏せた上でだったら東京都教育委員会が見れるんではないかということで、東京都教育委員会に聞きましたら、どうも見れないけど校長は見れるということなので、そうすると校長が、その後にある松が谷高校の事案のようなときに、東京都教育委員会にチクるんじゃないかと。それで、その教師を潰しに来るんじゃないかという心配をしております。

松が谷高校の事案というのは、ちょうど１０年前の３年生の――立派な成人ですね、３年生ですから。その学年末試験で、安倍晋三氏の靖国神社参拝を批判的に報じた『毎日新聞』の記事を掲げて、「なぜ中国・韓国は批判し、米国は失望したか」というようなことを記述式で回答させて、別に思想信条でチェックしているわけではありません。説得力とか、恐らく分量で評価なさっていると思うんですけれども、いつものパターンでこれを『産経新聞』が報じて、『産経新聞』、自民党の義家弘介議員、そして文部科学委員会で追及するというようなパターンでもって、当時の平野篤士校長を東京都教育委員会が呼び出して、いろいろ事情聴取などをしてきて、「教育課程の適正実施指導」といって、これは君が代でもよく使う言葉ですけれども、国家権力の言いなりになるということです。東京都教育委員会の江本敏男課長がこの先生を呼び出したということでございます。執拗な指導をしたということですが、やはり教材や定期試験の問題を、特に社会科の問題などは収集して、それを東京都教育委員会が蓄積を進めていくと、必ずや右寄りの視点からの介入になりますので、堀川さん、これはもうぜひ本当に文部科学省の姿勢も含めてこういうことがないようにするためにも……。

[堀川教育長]

請願者に申し上げます。５分が経過しましたので説明をまとめてください。

[請願者]

こういった事案について、東京都教育委員会が変な教育ダッシュボードで情報収集しないように、以上、しっかりお願いします。

なお、皆さんちゃんと意見を言ってください。いつも同じパターンで壊れたＩＣレコーダーのような回答になっていますので、今日はしっかり恥ずかしげなく堂々と意見を述べてください。よろしくお願いします。

質問も是非お願いします。では、以上です。

[堀川教育長]

この件につきまして、御質問がございましたらお願いをいたします。

[請願者]

ぜひ質問をお願いします。

[堀川教育長]

よろしいでしょうか。なければ、御意見を伺います。

高木委員。

[高木委員]

本請願は、私自身不採択と考えます。その理由についてですが、本請願は、請願事項として2－1項から2－5項にわたり請願者グループで共有する考え方が述べられております。請願事項をよく読ませていただきました。また、ただいまありました請願者自身による説明を伺っても請願事項に関する具体的な背景や理由が理解できないこと、以上の観点で本請願は不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

真野委員。

[真野委員]

請願者からの御説明ありがとうございました。

[請願者]

ありがとうございました。

[真野委員]

いただきました請願をしっかりと読ませていただきました。その上で今の説明も伺いましたけれども、請願者の考えに基づく一方的な主義主張をされているわけで、この請願を採択する正当な理由というものが私は読み取れませんでした。したがって、私は不採択と判断いたしました。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

正留委員。

[正留委員]

御説明ありがとうございました。

[請願者]

ありがとうございました。

[正留委員]

本請願を読ませていただき、資料も見ました。今回の請願の背景と、請願を実行いただきたいお願いなど及び請願事項の2－1から2－5について読みましたが、これらは請願者の考え方にに基づく一方的な主張と論の展開であり、日野市教育委員会が請願を採択すべき理由となるものを捉えることができませんでした。したがって、不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

岩下委員。

[岩下委員]

請願及び資料を読ませていただき、また、今ほど請願者自身の説明も伺いました。ありがとうございました。

[請願者]

ありがとうございます。

[岩下委員]

請願件名の①、②について、それぞれ請願事項 2－1 から 2－5 のほうで述べておられると解釈いたしました。その上で、それら請願事項の理由が請願者グループで共有する一方的な考えによるものであり、日野市教育委員会で取り上げなければならない理由を見いだすことができませんでした。よって不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

なければ御質問、御意見はこれにて終結をいたします。

委員の皆様の御意見としては、不採択という御意見が多いようですので、デジタル化で、①スタディノートに類するものの利用では二択回答だけでなく、人権・多様性に配慮した選択肢や自由記述欄の設定を、②将来の教育ダッシュボード利用では、教員・生徒の入力内容を教委が見られないように等の請願、これを不採択とすることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしのことですので、請願第 6－2 号については、不採択とすることに決しました。

議案第 9 号、豊田小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について、議案第 10 号、日野第三小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について、議案第 11 号、旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について、議案第 12 号、東光寺小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分についてを一括議題といたします。

事務局より提案理由の説明をお願いします。

教育部参事。

- 議案第 9 号 豊田小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について
- 議案第 10 号 日野第三小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について
- 議案第 11 号 旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について
- 議案第 12 号 東光寺小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について

[長崎教育部参事]

教育部参事でございます。議案第 9 号、豊田小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について御説明いたします。

議案書 1 ページを御覧ください。提案理由でございます。日野市学校運営協議会規則第 8 条の規定に基づく委員の任命について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため、教育長専決により任命を行いましたので、報告し承認を求めるものでござ

います。

次ページ、2ページを御覧ください。新たに任命される方でございます。任期は令和6年4月12日から令和8年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第10号、日野第三小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について御説明いたします。

議案書3ページを御覧ください。提案理由でございます。日野市学校運営協議会規則第8条の規定に基づく委員の任命について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため、教育長専決により任命を行いましたので、報告し承認を求めるものでございます。

次ページ、4ページを御覧ください。新たに任命される方でございます。任期は令和6年5月1日から令和8年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第11号、旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について御説明いたします。

議案書5ページを御覧ください。提案理由でございます。日野市学校運営協議会規則第8条の規定に基づく委員の任命について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため、教育長専決により任命を行いましたので、報告し承認を求めるものでございます。

次ページ、6ページを御覧ください。新たに任命される方でございます。任期は令和6年5月1日から令和7年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第12号、東光寺小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について御説明いたします。

議案書7ページを御覧ください。提案理由でございます。日野市学校運営協議会規則第8条の規定に基づく委員の任命について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため、教育長専決により任命を行いましたので、報告し承認を求めるものでございます。

次ページ、8ページを御覧ください。上の段は解任される方、下の段は新たに任命される方でございます。任期は、委員の残存期間の令和6年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。

なければ御意見を伺います。

なければ御質問、御意見はこれにて終結をいたします。

1件ずつお諮りします。豊田小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分についてを原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第 9 号は原案のとおり承認をされました。

日野第三小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分についてを原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第 10 号は原案のとおり承認されました。

旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分についてを原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第 11 号は原案のとおり承認されました。

東光寺小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分についてを原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第 12 号は原案のとおり承認されました。

報告事項第 6 号、令和 6 年度「選べる学校制度」実施状況について、事務局より報告をお願いします。

学務課長。

○報告事項第 6 号 令和 6 年度「選べる学校制度」実施状況について

[成澤学務課長]

学務課長でございます。報告事項第 6 号、令和 6 年度「選べる学校制度」実施状況について御報告申し上げます。

14 ページを御覧ください。こちらは、令和 6 年度「選べる学校制度」増減内訳表でございます。上段の表が小学校、下段の表が中学校となっております。一番左側の列に記載している各学校から表を右方向に御覧いただきますと、他校からこの学校を選んだ人数を記載しております。その結果、この学校に児童生徒が何名増えたのかの合計を表の右側から 3 列目の欄の増加計に表記しております。

次に、今の表の一番上の行に記載しております学校名から下に見ていただきますと、先ほどとは逆に、この学校から他校を選んだことによる児童数を記載しており、その減少数の集計を表の下から 4 行目の減少計に表記しております。この同じ表の下から 2 行目にございます増減数は、今申し上げました児童数の増加と減少によって、結果として、本来の学区域内児童数から入学者が何人増えたのか、減ったのかを示しております。

また、表の一番下の行の入学者数は、この増減を踏まえた結果の入学者数となっております。全体的な各校の増減の傾向につきましては、昨年度とほぼ同じとなっております。

令和 6 年度入学に際して、この制度を利用した方の数でございます。小学校では、市内

全校の入学者数 1,415 名のうち制度を利用した児童が 180 名で利用率は全体の 12.5% でございました。中学校では、入学者数 1,366 名のうち制度利用者が 208 名、利用率は全体の 15.2% となっております。

次に、この制度を利用した主な理由についてでございます。例年の傾向と同様でございますが、小学校につきましては通学距離や通学のしやすさ、中学校につきましては通学距離や通学のしやすさに加え、友人や兄弟が通っている、また、学校の雰囲気、教育内容など様々な理由が挙げられております。特に、学校の教育方針や雰囲気などという理由につきましては、学校説明会などを通じて各校の校風や雰囲気を感じ取ることができており、また、この制度が生徒や保護者の方のニーズに応えるものになっていると捉えております。

今後もこの制度が、児童生徒にとって実りのあるものとなりますよう継続して実施してまいりたいと考えています。

説明は以上でございます。

[堀川教育長]

事務局からの報告が終了しました。御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ報告事項第 6 号を終了いたします。

報告事項第 7 号、行政情報の公開請求について、事務局より報告をお願いします。

庶務課長。

○報告事項第 7 号 行政情報の公開請求

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。議案書 15 ページを御覧ください。報告事項第 7 号、行政情報の公開請求について報告をさせていただきます。

次ページをお開き願います。請求日、決定日、請求件名、決定内容は記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[堀川教育長]

事務局からの報告が終了しました。御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ報告事項第 7 号を終了いたします。

以上をもちまして、本日の案件は全て終了をいたしました。

これにて、令和 6 年度第 2 回教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 14 時 22 分